

平成 21 年（フ）第 7100 号  
破産者 株式会社 S F C G

平成 26 年 9 月 8 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

## 調 査 報 告 書（13）

### 第 1 破産財団の状況等

#### 1 破産財団の現状

平成 26 年 9 月 3 日時点の破産財団の預金残高は、25 億 2359 万 5897 円である。

#### 2 収支の状況

前回報告（平成 26 年 3 月 1 日）以降、同年 9 月 3 日までの主な収支は、以下のとおりである。

##### (1) 収入

・営業貸付金（不動産担保ローン）の回収

金 6 億 0097 万 8181 円（内 3 億 7597 万 8181 円は、I O M A グループとの和解によって破産財団に帰属することが確認された債権からの回収金）

##### (2) 支出

・第 4 回中間配当

金 23 億 2714 万 2634 円

#### 3 資産換価の状況

資産の換価は概ね完了している。換価未了の不動産担保ローンが若干数存在するが、担保不動産の価値が乏しいものや、担保権の実行が容易でないものが多く、今後の回収見込額は僅少にとどまる。

#### 4 負債（破産債権・財団債権）の状況

##### (1) 特別調査期日

第 12 回債権者集会において特別調査期日が実施され、新たに計 14 件、合計 3030 万 5961 円の破産債権が確定した。

破産裁判所は、平成 26 年 7 月 3 日、第 13 回債権者集会において特別調査期日を指定する決定をし、本日、計 22 件（届出債権額の合計 9597 万 7836 円）の債権調査を行うこととなった。

##### (2) 確定破産債権

平成 26 年 9 月 3 日時点における確定破産債権の総額は、3612 億 2326 万 5720 円である。

### (3) 財団債権

SFCGが再生手続開始後に弁済を受けた譲渡債権にかかる誤入金については、譲渡先のABS等との合意が整い、顧客への返金を進めている。

## 第2 中間配当

### 1 中間配当の進捗状況

これまで、下表のとおり中間配当が進捗している。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第1回	32,502名	2%	7,227,468,106円	27,518名	7,162,405,195円
第2回	32,432名	3%	10,832,218,086円	25,862名	10,690,353,807円
第3回	32,373名	2%	7,206,244,262円	24,005名	7,083,306,066円
第4回	32,351名	0.8%	2,882,321,919円	19,870名	2,327,142,634円

※ 平成26年9月3日時点での数値

※ 債権放棄等の理由により第2回、第3回、第4回と配当対象者が減少している。

※ 平成26年6月16日以降に振込送金依頼書を受領し、あるいは必要書類の不備が是正された債権者は、第4回中間配当分とあわせて送金を行っている。

### 2 配当未了の状況

上記のとおり、4回の中間配当によって、配当率合計7.8%、合計272億6320万7702円の配当を実施してきているが、中間配当の回を重ねるにつれて、所在不明等の理由から配当できない債権者が増加している。追跡調査等を行って可能な限り配当業務を進めているが、なお相当数を供託せざるを得ない見込みである。

過払債権の振込依頼書受領状況	件数	金額
第1回～第4回振込依頼書未受領	4,981名	252,716,049円
第2回～第4回振込依頼書未受領	1,586名	85,269,885円
第3回～第4回振込依頼書未受領	1,798名	39,463,711円
第4回のみ振込依頼書未受領	4,096名	42,025,964円
合計	12,461名	419,475,609円

## 第3 担保権の解除抹消

債務者や物上保証人所有の資産に設定された担保権のうち、すでに被担保債権が消滅しているなどの理由から、担保権を解除して登記や登録等を抹消すべきものについて、次のとおり対応している。

### 1 根抵当権等の仮登記・本登記

SFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記のうち、設定者の申出に応じて破産管財人が直接抹消に応じたものを除く約2万6300件の登記については、

司法書士へ抹消登記手続を委託し、本年末頃までに抹消を完了する見込みである。また、破産管財人が設定の事実を把握していない登記も複数存在し、これらについては設定者からの申し出を受けて順次抹消書類を交付している（直近3カ月間で約80件）。

根抵当権設定本登記は、登記の抹消に設定者の協力が必要であることから、個別に対応して抹消手続を行っている。これらを含め、破産手続終結までにできる限りの登記の抹消ができるよう努めている。

## 2 自動車抵当権

確認された約91件の抵当権のうち、抹消のために必要な債務者の同意が得られた47件について登録の抹消手続を完了した。

## 3 保険金質権

債務者の生命保険または損害保険の保険金請求権に対して設定された質権については、保険会社52社に対してその存否を照会した結果、約800件の存在を確認し、これらについては抹消手続を完了した。一部の保険会社からの回答が遅れており、現時点では抹消を終えられていない案件も存在するが、引き続き管財業務への協力を要請し手続を進める。

## 第4 今後の進行について

配当金の供託準備や担保権の解除・抹消手続など必要な事務処理を粛々と進める。

なお、業務体制の縮小に伴い、本年末を目途に破産管財人室を移転する予定である。

以上

平成21年(フ)第7100号  
破産者 株式会社SFCG  
破産管財人 瀬戸 英雄

## 財産目録

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	37,926,730,853	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,483,356,422	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,497,119	
法務保証金	382,188,000	555,674,464	
未収入金	4,794,166,819	2,484,537,747	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,000,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等 回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	38,104,386,598	

平成21年(フ)第7100号  
 破産者 株式会社SFCG  
 破産管財人 瀬戸 英雄

## 破産貸借対照表

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額= 財団組成額	番号	科目	評価額= 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	361,221,262,320
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,483,356,422	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,497,119			
5	法務保証金	555,674,464			
6	未収入金	2,484,537,747			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,000,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,104,386,598	負債合計		361,223,265,720 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号  
平成 21 年（フ）第 8588 号  
破産者 大 島 健 伸

平成 26 年 9 月 8 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

## 調 査 報 告 書（13）

### 第 1 破産財団の状況等

#### 1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

#### 2 収支の状況

前回報告（平成 26 年 3 月 1 日）以降、預金利息 6,806 円が増加している。

また、破産者の海外資産調査費用（海外の法律事務所に対する報酬等、合計 56,889,678 円）の 2 分の 1 の額（28,692,569 円）を本破産財団の負担分として、SFCG 破産財団との間で精算した。

### 第 2 資産

#### 1 海外資産の調査

海外資産については、引き続き、諸外国の専門家の協力を得ながら調査を進めているが、調査の主要な点の現状は以下のとおりである。

#### 2 海外投資信託に関する手続

##### （1）ケイマン・シグマ訴訟手続の進行

ケイマン・シグマ訴訟は、株式会社シグマ社（代表取締役は破産者の長男、以下「シグマ社」という。）が原告となって TrustCorp 社（以下「TC社」という）清算人を被告とし、TC社が管理していた海外投資信託（受益者は破産者、以下「本件投資信託」という。）の受益権にシグマ社が譲渡担保権を設定しているとし、自らを受益権者とする登録名義の変更等を求めてケイマン諸島の裁判所に提

起した訴訟であるが、破産管財人はシグマ社の主張する譲渡担保権の設定の経緯やその有効性について事実関係の解明を求める必要があると判断し、当該訴訟に利害関係人として参加している。

破産管財人は、事実関係の解明を図るために、証人尋問や文書開示手続を利用できる手続に準じた手続（準リット手続）で本案審理を進めるよう申立てを行っており、現在、ケイマンの裁判所において同手続の採否を巡り双方が主張を準備している。平成 26 年 10 月下旬にヒアリングが行われ、その後に裁判所の判断が下される予定である。この点の結論が出た後に本案の審理が行われることとなる。

## **(2) ジャージ島における破産手続開始決定の承認手続の停止**

破産管財人は、本件投資信託が平成 21 年 12 月期中に大幅に毀損したとされる原因を解明し、また、破産財団に属するその他の資産がジャージ島に存在するかどうかを調査するために、平成 24 年 10 月、ジャージ島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を求める申立てを行っている。

この手続の進行はケイマン・シグマ訴訟の帰趨の影響を受け得ることから、本手続はケイマン・シグマ訴訟手続の結論が出るまで停止することが当事者間で合意されている。

## **3 マン島における破産手続開始決定の承認手続**

マン島は I OMA グループの本店所在地であり、同地における破産財団に帰属すべき資産の存否を調査すべく、マン島の裁判所において、本件破産手続開始決定の承認を申し立て、同決定を得た。現在、同決定に基づき、マン島において調査手続を進めている。

## **第3 負債**

別紙「財産目録及び収支計算書」の「負債および支出の部」記載のとおりである。

破産債権については、現時点では配当の見込みが立っていないため、債権届出手続・債権調査手続ともに行われていない。

## **第4 財団債権訴訟**

株式会社 I R E, 同 Q A M, 及びシグマ社は、破産者の租税債権等（総額 27 億 2650 万 9016 円）を立替払いしたことにより財団債権を取得したとして、破産管財人を被告として同額の支払を求めて訴訟を提起した。

本事件は、東京地方裁判所民事第 44 部に係属し（平成 26 年（ワ）第 9596 号）、これまで 2 回の口頭弁論を経ているが、事実関係、法律論の両面から全面的に係争

中である。次回期日は平成 26 年 9 月 25 日に指定されている。

## 第 5 刑事事件

### 1 判決の言い渡し

破産者は、S F C G が平成 20 年 12 月 26 日に白虎に対し S F C G が保有している簿価合計 418 億 4583 万 1026 円の不動産担保貸付債権の譲渡（以下「本件債権譲渡」という）が実質的に無償で行われたこと（第一公訴事実。罪名は詐欺再生罪及び特別背任罪）、及び虚偽の債権譲渡登記を行ったこと（第二公訴事実。罪名は電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪）の 2 つの公訴事実で東京地方裁判所に起訴されていたところ（平成 22 年（特わ）第 1519 号）、平成 26 年 4 月 30 日、判決が言い渡された。

### 2 第一公訴事実

裁判所は、第一公訴事実の実質的な争点は、「①本件債権譲渡時に S F C G に倒産のおそれが存在したか否か及び被告人の倒産の恐れについての認識の有無、②本件債権譲渡が実質的に無償で行われたものであったか否かである。」とし、争点①につき、本件債権譲渡時に S F C G に倒産のおそれが存在し、被告人にもその認識があったと認定したが、争点②につき、本件債権譲渡は実質的には無償とは言えないとして無罪判決を言い渡した。

裁判所は、「関係各証拠によれば、・・・客観的に被告人が、S F C G の資産をグループ会社に流出する行為を行ったことが認められ、「これら被告人が S F C G の保有する資産をグループ会社や被告人個人に流出させた行為は、本件債権譲渡と近接して行われている上、・・・本件債権譲渡の時点においては、S F C G が支払不能の恐れのある客観的な状態にあり、被告人もその旨認識していたことを考慮すれば、被告人個人に承継させて確保するために S F C G の資産を流出させたことを推認させ得るものであり、民事再生手続等における否認権行使の対象となり得る行為であると評価する余地はある。」と判断した。

その上で、「民事再生法は、否認権行使の対象となる行為の全てを刑事罰の対象とするのではなく、刑事罰の対象となる行為を限定して詐欺再生罪の構成要件を規定している」とし、「本件債権譲渡が実質的に無償で行われたものと認めることはできない」と述べて、第一公訴事実に関し無罪を言い渡した。

### 3 第二公訴事実

裁判所は、第二公訴事実については、有罪判決を言い渡した。破産者はこの有罪判決に対し控訴している。



## 第6 シグマ社の破産裁判所に対する申立て

1 シグマ社は、破産裁判所に対し、平成26年8月19日付上申書において、早期の債権調査期日の指定等を求め、また、同年8月28日付上申書において、破産管財人の交代を求めている。

これらの申立ては、以下の諸点を理由とする。

① SFCGの破産手続において、破産者の資産調査のための費用の支出が許可されていることが、本件において財団不足を理由に債権調査を実施しないとの対応と矛盾すること。

② SFCGの破産手続と本件破産手続とは利害相反関係にあり、両手続の破産管財人を同一人が兼任することは善管注意義務違反になりうること。

2 しかしながら、破産管財人としては、以下のとおり、上記主張には何ら理由がないと考える。

① 現状では、破産債権者に対する配当をなし得るに足る破産財団が確保されておらず、しかも破産者の海外財産の有無・内容が判明していないことから債権調査を実施していないものである。破産配当の原資が確保できた場合には、速やかに債権調査が行われる。SFCGは、破産者に対し、破産債権（損害賠償請求権）を有しており、SFCGの破産管財人がその債権回収のために破産者の資産調査をすること及びSFCGの破産手続においてその調査費用を支出することは当然に容認されるものであり、両者の債権者集会において各債権者の賛同も得ている。

② 破産者の財産の存在が判明し、破産財団の増殖が図られることにより、本件の破産配当を通じてSFCGの破産財団も増殖することとなるのであるから、各破産債権者及び破産財団の利害はこの点で合致しており、両破産手続が利益相反状態にあるという前提自体が誤りである。また、SFCGと破産者との間に債権債務関係が存在する以上、一方においてSFCGの破産管財人として破産手続を通じてその債権の権利行使を行い、他方において本件の破産管財人として公正・中立な立場で破産配当を行うことは、法定機関である破産管財人の職務遂行行為であって、何ら善管注意義務に反するものとはならない。

以上

平成21年(フ)第8200号、8588号

破産者 大島 健 伸

破産管財人 瀬 戸 英 雄

## 財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成26年9月8日

## 資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,154,007	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	88,908	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル103円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company株)からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atila Unit Trust	—	0	100%(前回までの計算書記載の割合は誤り)。但し、(株)シグマ(Q&Company株)を吸収合併した破産者の親族が経営する会社)が譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
	Diamond Trust	—	0	88%。但し、(株)シグマが譲渡担保権を実行したとしてその信託受益権の帰属を主張し、ケイマン諸島において訴訟が係属している。
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	㈱ソディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発㈱ 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発㈱ 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,015	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み。
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドenspアニューオータニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	その他	234,211	481,941	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	78,101	78,101	
	資産合計	66,675,183	109,114,320	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	86,662,353	129,101,490	

## 負債及び支出の部

番号	科目	負債・支出	備考
1	公租公課	129,700,100	平成21年度申告所得税 22,239,000円(本税) 平成21年度特別区民税・都民税 107,461,100円(延滞税含む) 担保物件売却による充当額相当分の求償権が別途存する。
2	破産債権	額未定	
	管財事務費用	39,459,029	海外資産調査費用39,203,244円(うち既払分10,510,675円、SFCG破産財団との精算分28,692,569円) 記録謄写費用45,260円、桜ヶ丘カントリークラブ証券再発行手数料210,525円
	破産申立費用返還	20,069,040	振込手数料込み
	合計	59,528,069	

差引残高 金69,573,421円